

納税協会 ニュース

8 August 2011
No.173



平成23年8月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4

財団法人 納税協会連合会

TEL 06-6135-4062 (編集部直通)

FAX 06-6135-4056 (//)

トピックス

ひかり税理士法人

分割された平成23年度税制改正法案が成立

—法人税率の引下げや所得控除の見直し等については引き続き審議—

(国会)

6月22日、当初の平成23年度税制改正法案から分割された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、30日に公布されました。

与野党の合意が得られなかった法人税率

の引下げや相続税・贈与税等の改正項目については、引き続き審議されることとなります。

なお、成立した項目と今なお審議中の項目をわかりやすく区分しますと次のとおりですので、ご確認ください。

平成23年度税制改正法案 (平成23年1月25日国会提出)

分割・修正

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

成 立 (6/22)

法人課税	・雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の創設 ・環境関連投資促進税制の創設 ・中間申告制度の見直し ・グループ法人税制の見直し ・中小法人の税率軽減の延長 (本則22%→特例18%)
個人課税	・年金所得者の確定申告不要制度の創設 ・上場株式等の配当所得・譲渡所得等に対する10%軽減税率 (地方税3%含む) の適用延長 ・寄附税制の拡充 ・還付申告書の提出時期の前倒し
消費税	・消費税免税事業者の要件の見直し ・仕入税額控除の「95%ルール」の見直し ・不正還付の未遂に対する罰則規定の創設

審 議 中

法人課税	・法人税率の4.5ポイント引下げ ・中小法人軽減税率の3ポイント引下げ ・減価償却制度の見直し ・欠損金繰越控除制度の見直し ・貸倒引当金制度の見直し
個人課税	・給与所得控除の上限創設 ・特定支出控除の判定基準の緩和 ・勤続年数の短い役員退職金についての2分の1課税廃止 ・成年扶養控除の縮減
資産課税	・相続税の基礎控除の引下げと税率構造の見直し ・贈与税の税率構造の緩和と最高税率の引上げ ・相続時精算課税制度の要件緩和
その他	・地球温暖化対策のための税の導入 ・国税通則法の抜本改正及び納税者権利憲章の作成・公表

平成23年分の路線価を公表

—大都市圏を中心に下落率は縮小傾向へ—

(国税庁)

国税庁は7月1日、平成23年分の路線価を公表しました。都道府県庁所在都市における最高路線価は43都市で下落しましたが、福岡が上昇に転じたほか、名古屋や津、奈良の3都市では横ばいとなりました。また大都市圏においては、22年分に比べて、その下落率は縮小傾向となっています。

また、国税庁では、震災特例法に基づき、東日本大震災により相当な被害を受けた地域にある土地等について、路線価等に調整率を乗じて評価することを明らかにしています。この調整率は、10月または11月に国税庁ホームページで公開される予定です。

ワンポイント

税理士 岸田光正

課税売上割合の計算

1 消費税の計算における課税売上割合

消費税を計算する場合、簡易課税制度を採用している場合を除き、課税売上割合が何%であるかということが重要となります。

すなわち、課税売上割合が95%以上である場合には、課税仕入れ等に係る消費税全額を課税売上に係る消費税から控除することが可能ですが、課税売上割合が95%未満となる場合には、課税売上割合を用いて控除税額を計算しなければなりません。

2 課税売上割合の計算

課税売上割合とは、総売上高に占める課税売上高の割合のことをいい、次の算式により計算されます。

なお、課税売上割合はその事業者の事業全体の資産の譲渡等をもとに計算する必要があり、事業所単位や事業部単位等で行うことはできません。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間中の課税売上高 (税抜き)}}{\text{課税期間中の総売上高 (税抜き)}}$$

課税売上割合については、原則として端数処理は行いませんが、その端数を任意に切り捨てることもできます。

3 課税売上割合計算における留意点

なお、この算式においては次の点に注意する必要があります。

(1) 分母 (課税期間中の総売上高) について

① 総売上高とは、国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額をいいます (課税売上高+非課税売上高)。

② 総売上高には、土地等の譲渡対価、受取利息や住宅に係る受取賃貸料等の非課税売上高が含まれますが、受け取った保険金、配当金、補助金、見舞金、寄附金等の不課税取引、資産の譲渡対価として取得した金銭債権や支払手段 (受取手形など) の譲渡の額は含まれません。

③ 株式など金融商品取引法に規定する有価証券等 (ゴルフ場利用株式等を除きます。) の譲渡については、その譲渡対価の額の5%相当額を総売上高に加算します。

(2) 分子 (課税期間中の課税売上高) について

課税売上高とは、国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をいいます。

(3) 分母・分子双方について

総売上高と課税売上高の双方には、輸出取引等の免税売上高及び貸倒れになった売上高が含まれます。

また、売上げについて返品を受けたり、又は値引き、割戻し等を行った場合は、それらに係る金額を控除します。

4 平成23年税制改正による影響

現在、課税売上割合が95%以上の場合、課税仕入れ等に係る消費税はその全額が控除対象とされています。

しかし、平成24年4月1日以後開始する課税期間から、その課税期間の課税売上高が5億円超となる場合には、課税売上割合が95%以上であってもその全額が控除対象とはされず、個別対応方式又は一括比例配分方式により控除対象となる金額を算定しなければなりませんので注意が必要です。